中央区自殺対策計画(第二次)

令和6(2024)年3月

中 央 区

目 次

第1	章 計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 1
1	計画策定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 1
2	計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 3
3	計画期間 • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• 3
4	計画の数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 4
第2	章 中央区における自殺の実態と特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 5
1	自殺者数と自殺死亡率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 5
2	男女別の自殺者数と自殺死亡率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 6
3	年代別の自殺者数と自殺死亡率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 7
4	自殺者の職業別割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 8
5	自殺の手段・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
6	自殺の原因・動機別・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 9
7	同居の有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
8	自殺実態プロファイルにおける自殺の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
9	アンケート結果からみえる現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
第3	章 中央区における自殺対策の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
1	基本理念 • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
2	基本方針 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
3	基本施策·······	
4	重点施策······	
5	生きる支援関連事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
6	中央区における自殺対策の主な取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
7	強化する取組に対する成果指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
第4:	章 自殺対策の推進体制等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
	推進体制 • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
2	進行管理 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	40
資料	編······	41

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の経緯

(1) 国の動向

自殺はかつて「個人の問題」と認識され、個人を対象とした取組が進められてきましたが、 平成18(2006)年10月に「自殺対策基本法」が施行されると、「社会の問題」として広 く認識されるようになりました。また、平成28(2016)年4月の「自殺対策基本法」の 改正では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し「生きることの包括的な 支援」として自殺対策が推進されるよう、すべての都道府県及び区市町村に地域の実態に合わ せた「地域自殺対策計画」の策定が義務化されました。社会全体で総合的に自殺対策を進めた ことで、年間自殺者数が3万人台から約2万人まで減少するなど、一定の成果がうかがえます。

しかし、自殺者数は毎年2万人台で推移しており、人口10万人当たりの自殺者数を示す自 殺死亡率は依然として主要先進7カ国の中で最も高いといった状況が続いています。また、令 和2(2020)年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、自殺者数が11年ぶ りに増加に転じ、特に女性の自殺者の増加や小中高生の自殺者数が令和2(2020)年に過 去最多となるなど、自殺をめぐる情勢は深刻な状態が続いています。

国では、社会情勢の変化や新たな課題に対応し、さらなる自殺対策強化を図るため、令和4(2022)年10月に閣議決定された「第4次自殺総合対策大綱」において、子ども・若者や女性への自殺対策・支援の強化、地域自殺対策の取組の強化、総合的な自殺対策の更なる推進・強化を新たに位置付けました。

第4次自殺総合対策大綱(令和4(2022)年10月 閣議決定)

■基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

■基本方針

- ・生きることの包括的な支援として推進する
- ・関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- ・対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- ・実践と啓発を両輪として推進する
- ・国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、 その連携・協働を推進する
- ・自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する(新)

■数値目標

先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8(2026)年までに 自殺死亡率を平成27(2015)年と比べて30%以上減少させる

(平成27(2015)年:18.5 ⇒ <u>令和8(2026)年:13.0以下)</u>

※令和2(2020)年:16.4

(2) 東京都の動向

東京都は、平成21 (2009)年3月に、より効果的・総合的に自殺対策の取組を推進することを目的に、「東京における自殺総合対策の基本的な取組方針」を策定し、平成25 (2013)年11月に改正を行いました。

関係機関・団体との連携・協力を強化しながら取組を進めてきましたが、「自殺対策基本法」 の改正と「自殺総合対策大綱」の決定を踏まえ、平成30(2018)年6月に「東京都自殺 総合対策計画~こころといのちのサポートプラン~」を策定しました。

令和5 (2023) 年3月には「東京都自殺総合対策計画~こころといのちのサポートプラン~(第2次)」を策定し、取組の更なる推進を目指し、「自殺未遂者への継続的な支援」、「早期に適切な支援窓口につなげる取組」、「働き盛りの方々の自殺防止」、「困難を抱える女性への支援」、「若年層の自殺防止」、「遺された方への支援」を重点項目に位置付け、集中的に取り組むとしています。

(3) 中央区の動向

中央区においては、平成24(2012)年6月に「中央区自殺対策協議会」を設置し、関係行政機関、医療関係者、民間団体等の相互の連携を確保するとともに、自殺対策を総合的に推進してきました。

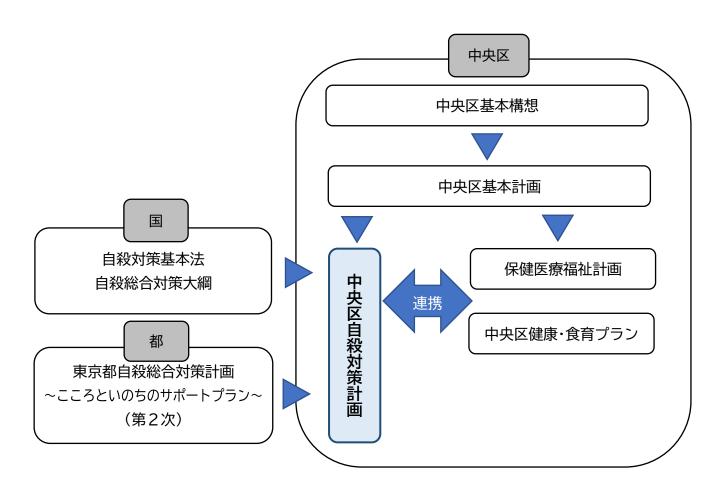
令和元(2019)年7月には、国の「自殺対策基本法」や「自殺総合対策大綱」、東京都の「東京都自殺総合対策計画」や中央区の実情等を踏まえ、生きることの包括的支援として自殺対策を全庁的に推進するため「中央区自殺対策計画」を策定しました。

計画に沿った自殺対策に関する事業を実施してきましたが、社会情勢の変化等を踏まえ、地域の実態に即した自殺対策をより一層強化・推進するために、「中央区自殺対策計画(第二次)」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定された「中央区自殺対策計画」をもとに、関係部署へのヒアリング等を反映し、令和4(2022)年10月に閣議決定された国の「自殺総合対策大綱」や、令和5(2023)年3月に決定された「東京都自殺総合対策計画~こころといのちのサポートプラン~(第2次)」及び本区の実情等を踏まえて改訂するものです。

また、「中央区基本構想」、「中央区基本計画」の個別計画として位置付けるとともに、「保健医療福祉計画」や「中央区健康・食育プラン」などの関連計画と整合を図っていきます。



3 計画期間

令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間とします。

ただし、国・東京都の動きや自殺の実態、社会状況の変化を踏まえ、必要に応じて内容を見直します。

4 計画の数値目標

国の「第4次自殺総合対策大綱」及び東京都の「東京都自殺総合対策計画~こころといのちのサポートプラン~(第2次)」では、引き続き、令和8(2026)年までに、自殺死亡率を平成27(2015)年と比べて30%以上減少させることを目標として定めています。

こうした国・東京都の方針を踏まえつつ、区では年によって数値に大きな変動があることを勘案し、令和8(2026)年までに、自殺死亡率を平成25(2013)年~平成29(2017)年の5年間平均と比べて30%以上減少させることを目標とします。

自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)

平成25 (2013) 年~ 平成29 (2017) 年の5年間平均

17.0

11. 9

令和8(2026)年

第2章 中央区における自殺の実態と特徴

1 自殺者数と自殺死亡率の推移

自殺者数は、平成30(2018)年以降でみると、平成31/令和元(2019)年が最も 多く35人、令和2(2020)年は最も少なく24人であり、平均すると30人です。

中央区の自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)は、平成31/令和元(2019)年 に21.5人となりましたが、翌年の令和2(2020)年に14.3人に減少、以降は増加し つつも20人未満となっています。

国・東京都と比較すると、直近5年間では令和2(2020)年を除き国・東京都を上回っています。

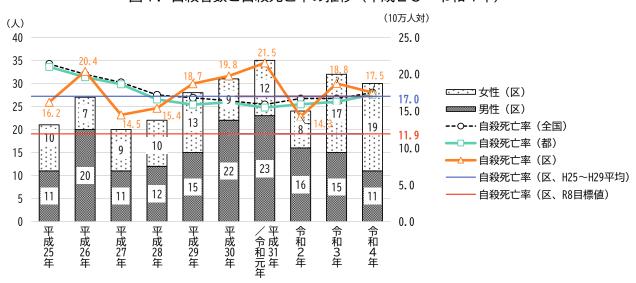


図1. 自殺者数と自殺死亡率の推移(平成25~令和4年)

出典:区・都は地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)、国は自殺統計(警察庁)

表1. 自殺死亡率の年次推移

(10万人対)

	平成 25 年 (2013 年)	平成 26 年 (2014 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	平成 31 年/ 令和元年 (2019 年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
中央区	16.2	20.4	14.5	15.4	18.7	19.8	21.5	14.3	18.8	17.5
東京都	21.0	19.6	18.6	16.6	15.9	16.2	15.5	15.9	16.3	17. 2
全 国	21.4	20.0	18.9	17. 2	16.8	16.4	15.9	16.7	16.7	17.5

出典:区・都は地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)、国は自殺統計(警察庁)

2 男女別の自殺者数と自殺死亡率の推移

男女別の自殺者数は令和2(2020)年まで男性が女性を上回っていましたが、翌年以降は 女性が多くなっており、自殺死亡率で比較しても同様の傾向がみられます。

男性の自殺者数は平成31/令和元(2019)年まで多くみられましたが、以降は減少となり、自殺死亡率では国を下回っています。一方、女性では令和3(2021)年以降増加しており、自殺死亡率でみると令和2(2020)年以外では国を上回っています。

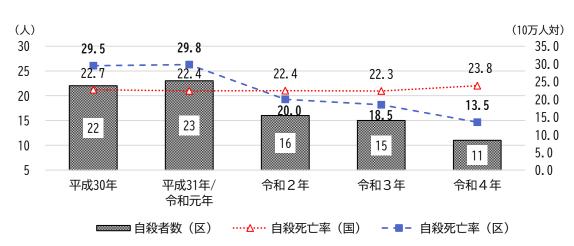


図2. 男性の自殺者数と自殺死亡率の推移(平成30年~令和4年)

出典:地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)



図3. 女性の自殺者数と自殺死亡率の推移(平成30年~令和4年)

出典:地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)

3 年代別の自殺者数と自殺死亡率

自殺者数(平成30(2018)年~令和4(2022)年までの合計)を年代別にみると、50歳代が40人と最も多く、40歳代(25人)、30歳代(24人)、20歳代(22人)と若年層から中年層が占めています。国の年代別自殺者数では50歳代と40歳代で多く、60歳代、70歳代の高年層が若年層よりも多くなっています。

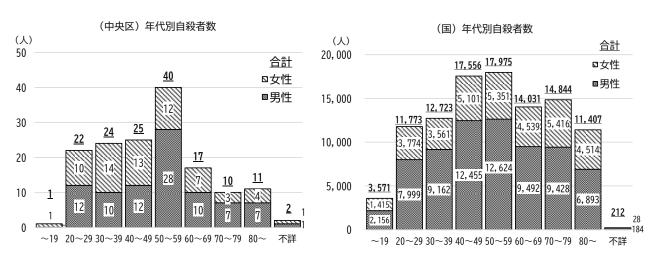


図4. 中央区・国の年代別自殺者数(平成30年~令和4年の合計)

出典:地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)

男性の自殺死亡率をみると、50歳代で特に高くなっており、20歳代と60歳代以降の年代でも国を上回っています。

女性の自殺死亡率をみると、男性より低い水準となっており、20歳代、50歳代、60歳代 で他の年代に比べて高い傾向が見られます。

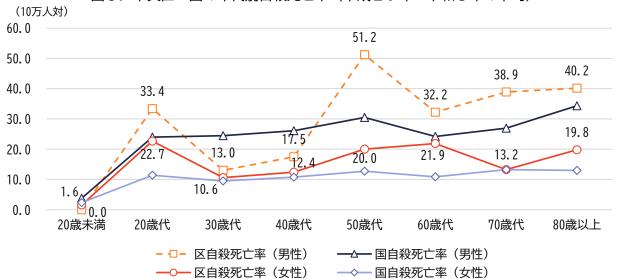


図5. 中央区・国の年代別自殺死亡率(平成29年~令和3年の平均)

出典:地域自殺実態プロファイル 2022

4 自殺者の職業別割合

自殺者の職業別の割合をみると、有職者が5割を占めて最も高く、次いでその他の無職者、年金・雇用保険等生活者となっています。東京都と国と比較すると、有職者の割合が高くなっています。

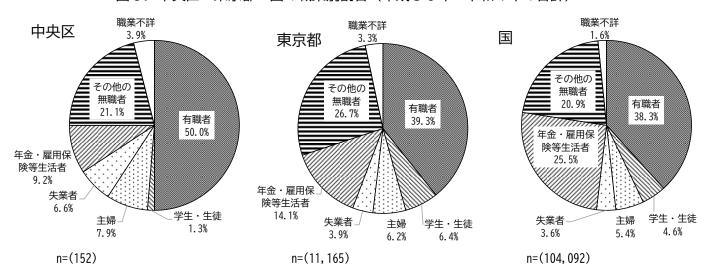


図6. 中央区・東京都・国の職業別割合(平成30年~令和4年の合計)

出典:地域における自殺の基礎統計(厚生労働省)

5 自殺の手段

自殺の手段別割合をみると、首つりが5割以上を占めて最も高く、次いで飛降りとなっています。東京都や国と比較すると概ね同様の傾向ですが、飛降りの割合が高くなっています。

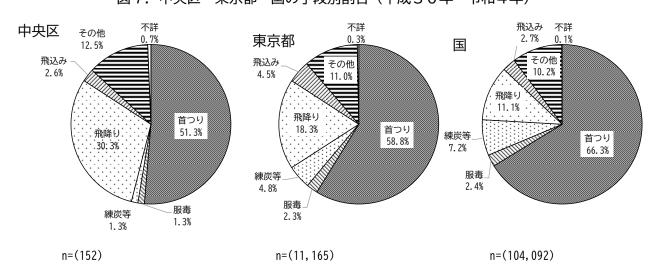


図7. 中央区・東京都・国の手段別割合(平成30年~令和4年)

出典:地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)

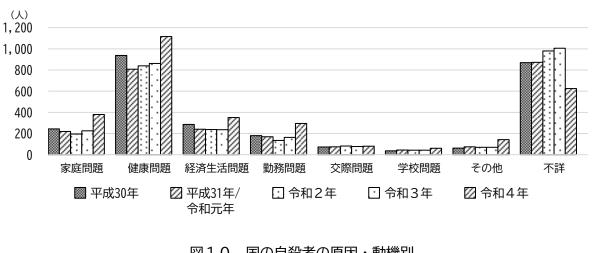
6 自殺の原因・動機別

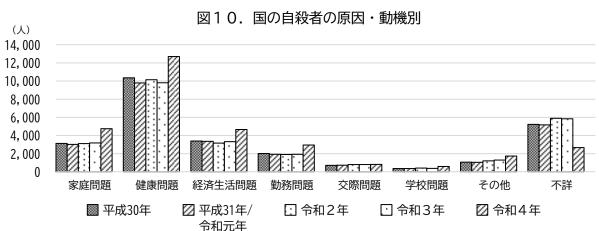
自殺者の原因・動機別にみると、年ごとにばらつきがありますが、原因不明の不詳を除くと健康問題がどの年でも多い傾向にあります。令和4(2022)年は家庭問題が他の年に比べて多くなっています。

15 10 5 家庭問題 健康問題 勤務問題 交際問題 学校問題 その他 不詳 経済生活問題 ■ 平成30年 ☑ 平成31年/ □ 令和2年 □ 令和3年 ☑ 令和4年 令和元年

図8. 中央区の自殺者の原因・動機別

図9. 東京都の自殺者の原因・動機別





注)遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上可能

出典:地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)

7 同居の有無

同居者の有無の割合は、中央区(平成30(2018)年から令和4(2022)年までの合計)は、同居者ありが49.3%、同居者なしが46.1%となっており、東京都や国と比較すると、同居者なしの割合が高くなっています。

不詳 不詳 東京都 1.6% 玉 中央区 4.6% 0.8% なし あり なし 33.6% あり 49.3% 42.0% なし あり 56.4% 46.1% 65.5% n=(152)n=(11, 165)n=(104,092)

図11. 中央区・東京都・国の自殺者の同居割合(平成30年~令和4年の合計)

出典:地域における自殺の基礎統計(厚生労働省)

8 自殺実態プロファイルにおける自殺の特徴

国のいのち支える自殺対策推進センターでは、地方公共団体の自殺対策計画の策定を支援するために、自殺の実態を分析した自殺実態プロファイルを作成しています。

平成29(2017)年から令和3(2021)年の5年間の自殺者数150人(男性91人、女性59人)の分析をもとに、中央区における主な自殺の特徴の上位5区分が示されました。

No. 2 No. 2 of the Control of the Co						
自殺者の特性上位5区分	自殺者数 (5 年計)	割合	自殺死亡率* (10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路**		
1 位:男性 40~59 歳有職同居	15	10.0%	15.7	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕 事の失敗→うつ状態→自殺		
2 位:男性 40~59 歳有職独居	13	8.7%	29.9	配置転換(昇進/降格含む)→過労+仕事の 失敗→うつ状態+アルコール依存→自殺		
3 位:男性 60 歳以上無職独居	9	6.0%	110. 2	失業(退職) +死別・離別→うつ状態→将来 生活への悲観→自殺		
4位:女性60歳以上無職同居	9	6.0%	21.7	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺		
5 位:男性 20~39 歳有職独居	8	5.3%	16.6	①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間 関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺/ ②【非正規雇用】(被虐待・高校中退)非正 規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺		

表2. 地域の主な自殺の特徴(平成29~令和3年合計)

資料:警察庁自殺統計原票データを厚生労働省(自殺対策推進室)にて特別集計

[・]区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順としています。

^{*} 自殺死亡率の算出に用いた人口(母数)は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基に JSCP にて推計したものです。

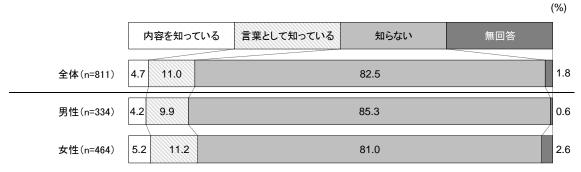
^{**「}背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書2013」を参考としたものです。

9 アンケート結果からみえる現状

(1)「ゲートキーパー」の認知状況

令和4(2022)年に実施した「中央区民の健康・食育に関する意識調査」によると、ゲートキーパーについて「内容を知っている」と答えた人は4.7%、「言葉として知っている」が11.0%となっており、「知らない」が8割以上を占めています。

男女ともに「ゲートキーパー」の認知度は1割台半ば程度で留まっており、依然として低い 状況です。

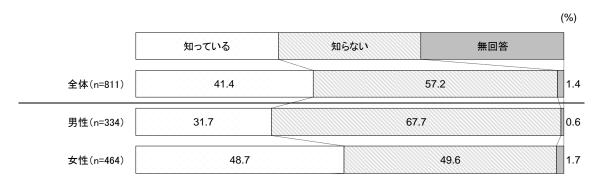


出典:令和4年度 中央区民の健康・食育に関する意識調査

(2) 相談場所・窓口の認知状況

令和4(2022)年に実施した「中央区民の健康・食育に関する意識調査」によると、心の問題を気軽に相談できる場所・窓口について、「知っている」と答えた人は41.4%、「知らない」が57.2%となっています。

女性では「知っている」が48.7%で、男性では「知っている」が31.7%で、男性に 比べて女性が高くなっており、男性のほうが相談場所や窓口を知っている割合が低くなってい ます。



出典:令和4年度 中央区民の健康・食育に関する意識調査

第3章 中央区における自殺対策の取組

1 基本理念

自殺対策基本法における基本理念を踏まえ、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を 目指し、中央区の基本理念を次のとおりとします。

中央区に関わるあらゆる人々の「生きづらさの軽減」を推進します。

2 基本方針

国の「第4次自殺総合対策大綱」を踏まえ、中央区においても次の6項目を自殺対策の基本方針とします。

(1) 生きることの包括的な支援として推進する

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」が相対的に上回ったときに自殺リスクが高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進 要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要 があります。

自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

また、この考え方は、平成27(2015)年に国連総会で加盟国の全会一致で採択された、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであることから、自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持ち合わせるものです。

(2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、 精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、こ のような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する 必要があります。

自殺の要因となり得る孤独・孤立、生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

とりわけ、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施など地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などとの連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすることが重要です。

(3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

自殺対策は、個々人の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援のレベル」、問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行うための関係機関等による実務連携などの「地域連携のレベル」、法律、大綱、計画等の枠組みの整備に関わる「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進していく必要があります。

これは、住民の暮らしの場を原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化すること」と、「対 人支援の強化等に必要な地域連携を促進すること」、更に「地域連携の促進等に必要な社会制度 を整備すること」を一体的なものとして連動して行っていくという考え方(三階層自殺対策連 動モデル)です。

また、時系列的な対応としては、心身の健康の保持増進についての取組、自殺や精神疾患等についての正しい知識の普及啓発等自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じる必要もあります。

また、自殺の事前対応の更に前段階での取組として、学校において、児童生徒等を対象とした、「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

(4)実践と啓発を両輪として推進する

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、 危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行う必要があります。

全ての区民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科 医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、メンタルヘルスへの理解 促進も含め、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが重要です。

また、自殺に対する誤った認識や偏見によって、遺族等が悩みや苦しさを打ち明けづらい状況が作られるだけでなく、支援者等による遺族等への支援の妨げにもなっていることから、自殺に対する偏見を払拭し正しい理解を促進する啓発活動に取り組んでいくことが必要です。

(5) 関係者の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して自殺対策を総合的に推進する必要があります。

そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働 の仕組みを構築することが重要です。

(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する【新】

国、地方公共団体、民間団体等の自殺対策に関わる者は、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、不当に侵害することのないよう、このことを認識して自殺対策に取り組む必要があります。

3 基本施策

自殺対策の策定を支援するために、いのち支える自殺対策推進センターが作成した地域自殺対 策政策パッケージにおいて、すべての区市町村が取り組むことが望ましいとされている5項目を 基本施策とします。

(1)地域におけるネットワークの強化

自殺対策は、一人一人が自殺は社会全体の問題であることを認識し、主体的に取り組む必要があります。そのため、自殺対策に直接関連したネットワークはもちろんのこと、区に存在する様々なネットワークとも相互に連携・協働し、自殺対策を総合的に推進します。

番号	事業名	事業概要	担当課
1	中央区地域家庭教育推進協議会	区、学校関係者、PTA、民生・児童委員、青少年 委員等の地域の家庭教育関係者で構成する「中央 区地域家庭教育推進協議会」において、学校やP TA、地域の子育て支援団体と連携し家庭教育を 学ぶ機会を提供します。	文化・生涯学習課
2	青少年教育事務	1 青少年委員 青少年委員会活動のほか、地域における青少年 教育活動の指導者の役割を担います。 【活動内容】 ・青少年の余暇指導に関すること。 ・青少年団体の育成に関すること。 ・青少年指導者に対する助言・協力に関する こと。 ・官公署、学校及び青少年関係団体相互の 連絡に関すること。 2 少年リーダー養成研修会 青少年の健全育成と地域のリーダーとしての知 識や技能の習得を目指した研修会を実施します。	文化・生涯学習課

番号	事業名	事業概要	担当課
3	青少年対策事務	1 中央区青少年問題協議会 青少年の指導・育成等に関する総合的な施策 の策定と適切な実施を目的として設置しています。 2 中央区青少年対策地区委員会 地域社会における青少年の健全育成を図るための自主団体として連合町会単位に19地区委員会を設置し、区は補助金の交付・研修会講師派遣等を行います。	文化・生涯学習課
4	中央区要保護児童対策地域協議会	児童福祉法第25条の2の規定に基づき、関係機関のネットワークを構築し、要保護児童等の早期発見や迅速かつ適切な保護及び支援を行い、児童虐待・非行等の防止を図ることを目的として設置しています。 ・代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議 ・「相談してね」カードを区立学校児童に配布(小3~中3)・児童虐待防止月間(11月)にキャンペーンを実施(区内3地区)・ホームページ、集合ポスター掲示(11月)	子ども家庭支援センター
5	中央区自殺対策協議会	平成24年度から学識経験者、医療、民間活動団体、労働、行政等の関係機関が相互に連携して自 殺予防対策を総合的に検討するために設置しています。	健康推進課

(2) 自殺対策を支える人材の育成

自殺を防止するためには、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」がとても重要であり、自殺の実態について正しく理解し、必要に応じて専門の相談員につなぐなど適切に対応できるゲートキーパーを養成する必要があります。各種相談業務を担う職員のゲートキーパー養成講座受講など、関係機関や担当課とも連携を図りながらゲートキーパーを計画的に養成します。

また、リーフレット等の配架を行い、様々な機会を通じて、ゲートキーパーに関する周知を 行います。

番号	事業名	事業概要	担当課
1	ゲートキーパー養成 講座	自殺の実態について正しく理解し、自殺防止のため必要に応じて専門の相談員につなぐなど適切に対応できる人材を養成します。 ・職員向け・区民・在勤者向け・自殺ハイリスク者と関わる機会が多い方向け	健康推進課

(3) 区民への啓発と周知【強化】

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、危機に陥った場合に は誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるよう、また、 自殺を考えている人やその周囲の人々が適切な相談機関等を知り、必要な機関につながるよう、 積極的に啓発・周知を行います。

番号	事業名	事業概要	担当課
1	広報事業	「区のおしらせ ちゅうおう」、集合ポスターの発行、ラジオ・テレビ広報番組の制作、中央区ホームページ、SNSの活用を通じて区民への広報活動を実施します。	広報課
2	うつ病・自殺予防に関する啓発・周知	1 通年事業 リーフレットを窓口等に配置し、広く周知します。 2 自殺対策強化月間(9月・3月) ・懸垂幕、ポスター等の掲示や広報に特集記事を掲載します。 ・区内5施設(区役所、日本橋・月島・晴海特別出張所、保健所)におけるパネル展示を実施します。(9月) ・区と関係機関との協力による街頭キャンペーンを実施します。(3月) ・江戸バスポスター・集合ポスターを掲示します。(3月)	健康推進課 日本橋保健センター 月島保健センター 晴海保健センター
		 3 イベント等による啓発・周知 ・健康福祉まつり、健康増進フェアにてパネル展示及び自殺予防の啓発を実施します。 ・精神保健講習会等で学べる機会を提供し、正しい知識を普及します。(年3回開催) 4 ゲートキーパーに関する周知 	
		様々な機会を通じてゲートキーパーに関する 周知を行います。	
3	図書館における自殺予防関係書籍の展示	自殺予防の一環として、「こころ」「いのち」「不安 やストレスとの向き合い方」に関する書籍を展示 コーナーに展示し貸出も行います。	図書文化財課

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」を増やす取組も合わせて行うという観点から、居場所づくり、生きがいづくり、相談体制に関する取組を推進するとともに、自殺未遂者・遺された方についても、保健師による相談支援をはじめ、医療、行政などの関係機関とも連携し、適切な相談窓口や機関につながるよう情報提供するなどの支援を行います。

番号	事業名	事業概要	担当課
1	男性電話相談 【新規】	男性の様々な悩みに専門の相談員が電話で応じます。	総務課
2	消費生活相談	日常生活における商品及びサービスに関して、消費者の被害の救済、損害の回復、利益の擁護を図るため、消費生活相談員の資格等を有するものを配置し、関係機関との連携のもとに、消費生活相談を行います。	区民生活課
3	中央区民カレッジ	目的に応じて「まなびのコース」、「シニアコース」、「生涯学習サポーター養成コース」の3つのコースを設け、様々な講座を通して、区民の生涯を通じた学習活動を推進し、その成果を生かすことを目的とします。	文化・生涯学習課
4	民生・児童委員	区民の種々の相談と保護を要する者の相談援助に 当たるとともに、関係機関と密接な連絡を取り、 社会福祉の増進に努めます。	管理課
5	福祉総合相談窓口(仮称)	複雑化・複合化した課題等を抱えた方の相談を包括的に受け止めます。	生活支援課
6	子育て交流サロン 「あかちゃん天国」	親子のふれあいと交流の場を提供するとともに、 子育てに関する様々な情報提供や育児に必要な相 談に応じます。 実施場所:子ども家庭支援センター及び 区内6箇所の児童館	子ども家庭支援センター
7	精神障害者地域活動 支援センター「ポケッ ト中央」	精神障害のある在宅の区民の方が、地域で自立した生活を送ることができるよう、日中の居場所の提供、デイケア、プログラムの実施、相談等の支援を行います。	福祉センター

番号	事業名	事業概要	担当課
8	ふれあい作業所	働く意思と能力がありながら一般企業等に就職することが困難な高齢者や心身に障害のある方等に、仕事と場所を提供して"いきがい"のある生活を送れることを目的とします。	福祉センター
9	基幹相談支援センター	区内の障害者(児) とその家族に対し、障害の種別 や年齢にかかわらず様々な相談に対応するととも に、相談支援事業者との連携を強化して、地域全 体の相談機能の充実を図ります。	福祉センター
10	こどもの発達相談	子どもの発達に関する相談を受け、発達状況に応じて、心理面接、個別療育(理学療法、作業療法、言語療法)、集団療育や児童精神科等の専門相談を活用し、継続的な支援を行います。	子ども発達支援センター
11	放課後等デイサービス	障害児の放課後や夏休み等の居場所の確保と生活 の支援を行います。	子ども発達支援センター
12	医療相談窓口	医療に関する相談や診療所等に関する相談・苦情への迅速な対応をするとともに医療安全の確保に 関する必要な情報の提供を行います。	生活衛生課
13	保健福祉相談	保健福祉の連携の取れたサービスを提供するため、各種相談やサービスの申請手続きの支援、情報提供等を行います。	健康推進課 日本橋保健センター 月島保健センター 晴海保健センター

(5) 子どもへの支援

自殺対策は、「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校において児童・生徒等を 対象とした「SOSの出し方に関する教育」を推進することが重要です。

心の健康の保持に資する教育や社会において直面する可能性のある様々な困難やストレス への対処方法を身につけるための教育を実施するとともに、困難やストレスに直面した児童・ 生徒が信頼できる大人等に、いつでも気軽に相談できる環境づくりを推進します。

番号	事業名	事業概要	担当課
1	いじめ対策の推進	小学校6年間の中で1単位時間以上、中学校3年間の中で1単位時間以上を教育課程に位置付け、様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育を実施します。	教育センター
2	命と心の授業の実施	児童・生徒の心の問題(深刻ないじめ問題等)を解消するため、関係機関等と連携し、児童・生徒・保護者を対象に命の尊さや友情といった心に訴える授業を全小・中学校で実施します。	教育センター
3	専任教育相談員による教育相談	臨床心理士等の専任教育相談員が、教育全般に対する相談を行います。 ・小学校における不登校、いじめ、その他児童の問題行動の相談 ・小学校における児童・保護者・教員等を対象とした教育相談 ・幼児・児童・生徒の発達や養育、教育上の問題について等の改善についての助言等	教育センター
4	スクールカウンセラー・心の教室相談員	 1 スクールカウンセラー ・児童・生徒へのカウンセリング ・カウンセリング等に関する教職員、保護者に対する助言・援助 ・児童・生徒のカウンセリング等に関する情報収集 ・児童・生徒のカウンセリング等に関して、配置校の校長や配置を所管する教育委員会が必要と認める事項 2 心の教室相談員生徒が悩み等を気軽に話してストレスを和らげ、心のゆとりを持てるような環境を提供します。 	教育センター

番号	事業名	事業概要	担当課
5	スクールソーシャルワーカー	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等、生活指導上の課題に対応するため、関係機関との連絡・調整を図るとともに、社会福祉士の資格を有し、専門的な知識や技術を用いて問題を抱える生徒や家庭を支援します。	教育センター

4 重点施策

自殺総合対策大綱において示された重点施策に基づき、地域において「優先的な課題」に対す る施策について詳しく提示した「重点パッケージ」、いのち支える自殺対策推進センターが作成 した「地域自殺実態プロファイル」及び中央区の自殺の特徴を踏まえ、「高齢者への支援」、「困窮 者への支援」、「勤労者・経営者への支援」、「女性への支援」の4項目を重点施策とします。

(1) 高齢者への支援

中央区における、過去5年間(平成30(2018)年から令和4(2022)年まで)の 自殺死亡者数152人のうち、60歳以上は50人(男性24人女性26人)となっており、 平成29(2017)年から令和3(2021)年の60歳以上男性の平均自殺死亡率は全国 と比べて高くなっています。いのち支える自殺対策推進センターが作成した中央区の自殺の特 徴においても、男女ともに60歳以上が上位となっている状況です。

高齢者やその家族の「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」を減らし、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」を増やすため、健康や生活に関する相談がいつでも気軽にできる相談体制、高齢者を地域全体で見守るネットワークづくり、さらには地域とつながることにより孤立を防ぐ居場所づくり・活躍の場の提供を推進します。

また高齢者を支える支援者に対して、情報交換の場づくりや相談等の支援も行います。

番号	事業名	事業概要	担当課
1	成年後見制度利用促進 事業	判断能力が不十分な高齢者等の権利を擁護するため、成年後見制度利用促進事業を実施します。 「すてっぷ中央」において実施する権利擁護支援 事業及び成年後見助成事業に対して補助します。	管理課
2	いきいき館(敬老館)の 管理運営	高齢者の憩いの場としての役割に加え、健康づくり、仲間づくり、生きがいづくりの推進を行います。	高齢者福祉課
3	高齢者通いの場支援 事業	区内に住む高齢者が身近な地域で交流できるサロン(通いの場)を立ち上げ、運営する団体に対し、 運営費の一部補助等の支援を行います。	高齢者福祉課
4	高齢者の社会参加促進 事業	元気高齢者の社会参加活動を支援するため、「元気 高齢者人材バンク」を開設し、ボランティアなど の活動を必要とする団体や個人とのコーディネー トを行います。	高齢者福祉課

番号	事業名	事業概要	担当課
5	高齢者の就労支援事業	働く意欲のある高齢者が、いつまでも働ける就労 環境の向上を図るため、「シルバー人材センター」、 「シルバーワーク中央」に対し、補助金を交付し 運営を支援します。 また、高齢者雇用を行う企業に対し、奨励金を交 付します。	高齢者福祉課
6	シニアセンター生きが い活動支援事業	生きがい活動支援のため講座や教室等を定期的に開催するとともに、健康・生きがい等に関する相談活動を行います。	高齢者福祉課
7	おとしより相談 センターの管理運営	高齢者が住みなれた地域で安心して生活していけるよう、公正・中立な立場から介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援を担う中核機関として、社会福祉士や主任介護支援専門員、保健師、認知症地域支援推進員等を配置します。	介護保険課
8	友愛電話訪問	65歳以上の一人暮らし高齢者又は高齢者世帯に対し、孤独感の解消や事故の未然防止を図るため、週1回の電話連絡及び月1回の居宅訪問を行います。	介護保険課
9	高齢者等地域見守り 活動支援	一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等に対する、地域の団体等におけるあんしん協力員による 定期的な自宅への訪問等の高齢者等見守り活動に 対し支援します。	介護保険課
10	おとしより 相談コーナー	高齢者福祉の総合的窓口を設置し、高齢者の多様なニーズに迅速かつ柔軟に対応し、福祉・保健サービスの向上を図ります。	介護保険課
11	高齢者の保健事業と 介護予防の一体的実施 【新規】	医療・健診・介護データから高齢者の健康課題の 分析とハイリスクとなる対象者の抽出・選定を行い、個別訪問などによる健康状態の把握、保健指導、必要なサービスへの案内等、個々の状況に合わせた支援を行うとともに、「高齢者通いの場」等、高齢者が集まる場においても、健康教育や相談、フレイル状態の把握や保健指導等、積極的な支援を行います。	介護保険課

番号	事業名	事業概要	担当課
12	認知症施策推進事業(認知症専用電話)	電話相談専用回線を設置し、認知症の人や介護している家族の不安や悩みについて、保健師が対応するとともに、認知症に関する情報提供を行います。匿名でも相談を受け付け、必要に応じて家庭訪問を行います。	介護保険課
13	認知症サポーター養成 講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、 認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人 や家族を応援する認知症サポーターを養成しま す。	介護保険課
14	認知症カフェの運営 支援	認知症の家族がいる方や、認知症に関心のある方、 介護従事者など、地域で認知症に関心を持つ区民 が気軽に集まれる場を開設することにより、気分 転換や情報交換のできる機会を提供します。	介護保険課
15	高齢者住宅の維持管理	自立した生活が送れるように高齢者の特性に配慮 した、安全で利便性の高い構造及び設備を備えた 区立高齢者住宅の供給・維持管理を行います。	住宅課

(2) 困窮者への支援

一般的に生活困窮者は、健康、労働、家庭、多重債務、介護などの多様な問題を複合的に抱えていることが多いと言われています。

いのち支える自殺対策推進センターが提示する中央区の主な自殺の特徴における、背景にある主な自殺の危機経路を見ても、仕事の失敗、失業、生活苦による借金などの生活困窮に関連した事由が危機要因となっていることがわかります。また、地域における自殺の基礎統計の自殺の原因・動機別を見ると、令和3(2021)年から令和4(2022)年にかけて経済生活問題を理由とした自殺が、区、都、国すべてで増加しており、深刻な状況にあると考えられます。

生活困窮者は経済的困窮に加え社会的に孤立しがちであり、自殺のリスクが高いと考えられるため、関係機関等とも緊密に連携し適切な相談窓口につなげるなど、効果的な支援を行います。

番号	事業名	事業概要	担当課
1	生活困窮者自立支援事業(自立相談支援事業)	生活困窮の状況を聞き取り、支援プランを作成した上で、プランに基づき、相談支援員及び就労支援員が他機関と連携し自立に向けた支援を行います。	生活支援課
2	生活困窮者自立支援事業(住居確保給付金)	離職等により住居を喪失し、又は、喪失する恐れのある相談者に対し、再就職するまでの一定期間の家賃相当額(限度額あり)を支給します。	生活支援課
3	生活困窮者自立支援事業(家計改善支援事業)	家計状況について、キャッシュフロー表を作成し、 生活困窮にいたる原因の解消のため、関係機関と 連携して相談者自ら家計管理ができるよう支援し ます。	生活支援課
4	生活困窮者自立支援事業(一時生活支援事業)	職と住居を失った相談者に自立支援センターの利 用や無料低額宿泊所の提供を行い、就労支援等を 行うことで社会復帰を支援します。	生活支援課
5	生活困窮者自立支援事業(就労準備支援事業)	一般就労に向けた準備が整っていない方を対象 に、一般就労に従事する準備としての基礎能力の 形成を計画的かつ一貫して支援します。	生活支援課

番号	事業名	事業概要	担当課
6	子どもの学習・生活支援事業	生活保護を含む生活困窮世帯及びひとり親世帯等を対象に、小・中学生は集合型の個別指導学習会、高校生世代は居場所型学習会を開催します。子どもの学習習慣の定着、進路相談、奨学金等の情報提供を行うほか、学習会での気づきから必要に応じて要支援家庭の福祉的支援につなげます。	子育て支援課 生活支援課
7	区民住宅の維持管理	住宅に困窮している区民等の生活と福祉の向上を 目的に区立住宅、区営住宅及び借上住宅の供給・ 維持管理を行います。	住宅課

(3) 勤労者・経営者への支援

中央区における、過去5年間(平成30(2018)年から令和4(2022)年まで)の自殺死亡者数152人のうち、50歳代が45人(男性28人女性17人)と最も多くなっています。働き盛りである20~50歳代の自殺者は全体の8割以上を占めており、平成29(2017)年から令和3(2021)年の平均自殺死亡率を見ると、20歳代と50歳代で男女ともに国を上回っている状況です。自殺者の職業別割合を見ると、有職者(自営業者・家族従事者、被雇用・勤め人)の割合が国・東京都と比較して高く(中央区:50.0%国:38.3%都:39.3%)、半数を占めているという特徴があります。

いのち支える自殺対策推進センターが作成した中央区の自殺の特徴においても、「男性40~59歳有職同居」が1位となっており、次いで「男性40~59歳有職独居」が多くなっています。また、「男性20~39歳有職独居」も特徴として挙げられています。

有職者の自殺の背景には、配置転換や職場での人間関係、過労など勤務にまつわる様々な問題をきっかけに、健康、経済・生活、家庭などの問題が発生し、最終的に自殺のリスクが高まることが考えられます。悩みを抱えた人が適切な相談、支援先につながることができるよう、相談窓口の周知を行います。

また、令和3(2021)年の経済センサス-活動調査によると中央区は区内に34,23 9事業所を有し、都内トップクラスの事業所数を誇っており、その約86%が従業者数30人 未満の小規模事業所です。常時50人以上の労働者を使用する事業所については産業医の選任 が義務付けられる等メンタルヘルス対策の普及・定着が進められていますが、小規模事業所は メンタルヘルス対策の推進に遅れがみられます。

メンタルヘルス対策をはじめ、職場環境の改善に向けたワーク・ライフ・バランスの推進や、 関係機関や担当課と連携を強化して就業に関する区民の様々な悩みや不安に対する適切な相 談対応の充実を図ります。

番号	事業名	事業概要	担当課
1	ワーク・ライフ・バラン スの推進	 ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定 区内でワーク・ライフ・バランスの取組を推 進している中小企業等を認定しその取組を広く 紹介するとともに、中小企業等におけるワーク・ ライフ・バランスの普及を図ります。 ワーク・ライフ・バランスセミナー 区民や事業所に対して広くワーク・ライフ・ バランスについて普及啓発します。 	総務課

番号	事業名	事業概要	担当課
2	職業相談・就職ミニ面接会	京華スクエア内において職業相談が行えるようにするとともに、定期的に就職ミニ面接会を開催し、区民等の就業支援と雇用の安定化を図ります。また、就職活動等の悩みを抱えている求職者や親族の就職がうまくいかずにお困りの方等の不安や早期のキャリア形成を促すため、心理カウンセラーによるメンタルヘルス相談を実施します。	商工観光課
3	精神保健相談(こころの健康相談)	こころの問題の早期発見・早期治療と社会復帰を 支援するため、精神科専門医や保健師による精神 保健相談を行います。	健康推進課 日本橋保健センター 月島保健センター 晴海保健センター

(4)女性への支援【強化】

令和2 (2020) 年からの新型コロナウイルス感染症拡大により、女性に関する様々な問題が顕在化しました。感染拡大防止のための外出自粛や休業要請により特に非正規雇用の女性への経済的打撃や、生活不安やストレスによるDVが増加・深刻化したことで、女性の自殺者数が増加したと考えられています。また、女性の中でも年代やライフステージによって抱える悩みやニーズは異なるため、様々な悩みに寄り添い、それぞれの背景に合わせた支援の強化が必要です。

平成30(2018)年に厚生労働省の研究班が公表した調査結果によると、産後1年未満に死亡した妊産婦の死因は自殺が最も多く、産後に発症する「産後うつ」などが要因とみられています。中央区では、合計特殊出生率が令和3(2021)年は23区で最も高く、国や都の水準を上回る1.37となっており、総人口は子育て世代を中心に増加傾向にあります。

妊産婦は女性のライフサイクルの中でも心身に変調をきたしやすい時期にあり、妊娠期から 子育て期までの切れ目ない支援の強化を図る中で、継続的かつ包括的に産後うつ対策を推進す るとともに、女性が様々な問題に直面したときに、安心して相談できる環境を整備します。

番号	事業名	事業概要	担当課
1	女性相談	女性の様々な悩みに専門のカウンセラーが応じます。	総務課
2	ママのこころの相談	産後のこころの問題の早期発見・早期治療と社会 復帰を支援するため、精神科専門医や保健師によ る精神保健相談を行います。	健康推進課
3	産後ケア	産後ケアを必要とする全ての母親とその子に対し、休養の機会を提供するとともに、心身のケア・育児の支援等を行います。(母体ケア、乳児ケア、育児相談、授乳指導等)	健康推進課
4	新生児等訪問指導	生後28日以内の新生児及び生後4か月までの乳児を対象に保健師及び委託訪問指導員により新生児訪問を行うとともに、エジンバラ産後うつ病質問票を用いた聞き取り調査を実施し、母親の心の健康状態を把握します。	健康推進課 日本橋保健センター 月島保健センター 晴海保健センター
5	ママとベビーの はじめて教室	2~3か月児の母親を対象に、育児や健康に不安 を感じる母親のこころの相談と支援を行います。	健康推進課 日本橋保健センター 月島保健センター 晴海保健センター
6	妊娠・出産に関する 相談	母子保健コーディネーターを中心に、妊娠初期から産後にかけての相談に継続的に対応します。	健康推進課 日本橋保健センター 月島保健センター 晴海保健センター
7	精神保健相談 (こころの健康相談) 【再掲】	こころの問題の早期発見・早期治療と社会復帰を 支援するため、精神科専門医や保健師による精神 保健相談を行います。	健康推進課 日本橋保健センター 月島保健センター 晴海保健センター

5 生きる支援関連事業

番号	事業名	事業概要	担当課
1	人権啓発活動	誰もが住みやすい社会をめざし、性的マイノリティ・同和問題等における正しい知識・共通認識を 持ってもらえるように、普及・啓発活動を行います。	政策企画課
2	区民相談	区民の日常生活において発生する様々な問題に対 処するため、まごころステーションを設置し、相 談員が相談・問合せに応じます。	広報課
3	法律相談【新規】	社会環境の複雑化・多様化に伴い、日常生活において生じる問題も高度な専門知識を必要とするものが増加してきています。このような状況に対応するため、弁護士会へ委託して無料法律相談を行います。	広報課
4	中央区配偶者暴力対策基本計画推進事業	1男女共同参画講座 配偶者や交際相手等からの暴力の防止に関す る講座を行います。 2女性に対する暴力を失くす運動パネル展 「女性に対する暴力を失くす運動」期間に合 わせ、パネルを展示し、女性の人権の尊重につ いて意識啓発を図ります。	総務課
5	職員の健康管理	職員向けのメンタルヘルスセミナーにおいて、自 殺予防に関する内容を取り入れるなど、職員の知 識と理解を深めます。	職員課

番号	事業名	事業概要	担当課
		1 通年事業 リーフレット等を窓口に配置し周知を図ります。 さ。 2 警察との連携 区内警察署に協力し、年に1回、本庁舎1階 ホールに犯罪被害者相談所を設置し、犯罪被害者支援の周知や相談を受け付けます。	
6	犯罪被害者への支援	3 その他 犯罪被害に遭った区民から相談を受けた場合、区の各担当窓口への付添いや、区の各種サービスを利用するのに必要な申請書類の準備など、犯罪被害に遭った方がスムーズに区のサービスを受けることができるよう支援を行います。 また、カウンセリングや、損害賠償等に関する法律相談、裁判所への付添支援などは、東京都の専門機関等を紹介します。	防災危機管理課
7	地域福祉コーディネー ター事業	中央区社会福祉協議会に地域福祉コーディネータ ーを配置し、地域の中で支援を必要とする方に対 し、個別支援及び地域支援を行います。	管理課
8	福祉サービス苦情相談窓口事業	各種福祉サービスに対する苦情・相談を受けるため、第三者による窓口を設置しています。窓口には福祉の資格を持った専門相談員を配置し、公正かつ中立な立場で問題解決に努めます。	管理課
9	ひとり親・家庭及び 女性相談	1 母子・父子自立支援員の設置 母子・父子自立支援員を置き、ひとり親家庭の 自立に必要な相談や指導・助言を行います。 2 家庭相談員の設置 家庭相談員を置き、家庭生活における人間関 係などの諸問題について相談に応じます。 3 婦人相談員の設置 婦人相談員を置き、保護を要する女性の発見 に努め、各種の相談及び指導を行い、必要に応 じて東京都女性相談センターに一時保護を依頼 するなど女性の保護更生を図ります。	子育て支援課

番号	事業名	事業名 事業概要	
10	障害者相談員による相 談業務(身体・知的・精 神)	障害のある方の保護者等に相談員業務を委託し、 障害のある方や保護者からの各種相談に応じ、助 言や指導などを行います。	障害者福祉課
11	窓口での相談業務	区役所窓口において障害に関する相談に応じま す。	障害者福祉課
12	障害者虐待の対応	障害者虐待に関する通報・相談窓口を設置します。	障害者福祉課
13	子どもと子育て家庭の 総合相談	18歳未満の子どもと子育て家庭に関するあらゆる 相談(電話・来所)に応じ、必要により専門機関 の紹介等を行います。	子ども家庭支援センター
14	障害者サービス等利用 計画作成事業	障害者サービスを利用する障害者(児)に対して 計画を作成し、相談支援を行います。	福祉センター
15	就労継続支援事業	一般企業などに就職することが難しい知的に障害がある方に、作業の場を提供するとともに、地域での社会的自立を目指し、就労・生活・健康管理・余暇活動などの支援を行います。	福祉センター
16	地域活動支援センター 事業(機能訓練フォロ ーアップ事業)	脳血管疾患の後遺症などによる身体障害のある方に、身体機能の維持・回復を図るとともに、家族や地域社会で自立した生活を送れるよう支援します。 理学・作業・言語療法の機能回復訓練の他社会適応訓練、介護指導、レクリエーション及び趣味・ 創作活動を行います。	福祉センター
17	保育園巡回相談	相談員が保育所、認定こども園等を訪問し、在園 する子どもの発達状況についての助言を行いま す。	子ども発達支援センター
18	児童発達支援 (幼児室)	小グループでの遊びや課題を通して、基本的生活 習慣の確立、運動機能・認知機能・社会性を高め る支援を行います。	子ども発達支援センター
19	保育所等訪問支援	相談員が保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、 特別支援学校等を訪問し、職員に対し専門的な支 援を行います。	子ども発達支援センター
20	障害児相談支援	障害福祉サービスを利用する障害のある子ども・ 保護者に対し、支援計画を作成します。	子ども発達支援センター

番号	事業名	事業概要	担当課
21	育ちのサポートシステ ムの推進	発達障害など育ちに支援を必要とする子どもの個性を理解し、保健、福祉、教育が連携してライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を推進します。	子ども発達支援センター
22	薬剤師会との連携	区で作成している自殺対策リーフレット等の普及 啓発品を区内薬局に配置するとともに、保健所と 協力して自殺対策に取り組んでいる証明として、 薬局連携ステッカーの掲出を依頼します。	健康推進課
23	医師会との連携	区で作成している自殺対策リーフレット等の普及 啓発品を区内医療機関に配置します。	健康推進課
24	30・35健康 チェック	若年期からの健康保持に対する意識を図るため、 生活習慣病予防の健康教育と健康診断を合わせて 行います。	健康推進課
25	精神保健講習会	うつ病や統合失調症等の精神疾患への正しい理解と対応、睡眠やストレス等のこころの健康の維持・ 増進を図るために、区民を対象に講演会を実施します。	健康推進課 日本橋保健センター 月島保健センター 晴海保健センター
26	乳幼児健康相談	就学前の乳幼児を対象に、身長・発達・育児の不 安や子育てに関する相談に、医師・保健師・管理 栄養士・臨床心理士が応じます。	健康推進課 日本橋保健センター 月島保健センター 晴海保健センター
27	心理経過観察	健診等で経過観察になった幼児の保護者の相談を 受け、必要に応じて関係機関を紹介するなど連携 を図った対応を行います。	健康推進課 日本橋保健センター 月島保健センター 晴海保健センター
28	ふれあい収集	障害のある方や65歳以上の高齢者等の世帯で、 身近な人の協力を得ることができず、集積所まで ごみや資源を自ら運び出すことが困難な場合、安 否確認も含めて職員が玄関先まで訪問して収集 (回収)を行います。	中央清掃事務所
29	相隣調整	建築に起因する日照阻害、電波障害、プライバシ 一の侵害等の紛争問題について、当事者間の合意 を図るための調整を行います。	建築課

6 中央区における自殺対策の主な取組状況

(1) 普及・啓発

①通年事業

・自殺対策について広く周知を図るためにメッセージカード、リーフレットを窓口等に配架 メッセージカード:区役所、保健所、日本橋・月島保健センター、京橋・日本橋・月島図 書館に配架

リーフレット:東京都等から配布され次第、保健所、日本橋・月島保健センターにて配架

②東京都の自殺対策強化月間(9月・3月)に合わせた普及啓発

- ・中央区保健所に懸垂幕の掲示、ポスター等の掲示及び区の広報紙に特集記事の掲載
- ・区内4施設(区役所、保健所、日本橋・月島特別出張所)におけるパネル展示(9月)
- ・区と関係機関との協力による、東京駅八重洲地下街での街頭キャンペーン(3月)
- ・江戸バスで中吊り広告や広報ポスターの掲示(3月)



(令和4年9月 パネル展示)

③イベント等による啓発・周知

- ・健康福祉まつり、健康増進フェアにてパネル展示及び自殺予防の啓発
- ・精神保健講習会等による正しい知識の普及 年3回開催(中央区保健所、日本橋・月島保健センター)

④ゲートキーパーに関する周知

リーフレット等の配架を行い、ゲートキーパーに関する周知を実施

【配布箇所】

関係機関:中央区保健所、日本橋・月島保健センター その他:健康福祉まつり、東京駅八重洲地下街

(2) 人材育成

自殺による死亡者を減らすため、自殺の実態や自殺の背景にある健康問題等多種多様な要因 について正しく理解し、それぞれの立場で自殺予防に努められる人材(ゲートキーパー)を養 成するために、精神科専門医等を招いて、区職員及び区内在住・在勤・在学者へ向けた養成講 座を開催しました。

【開催実績】

令和元(2019)年度:1回実施 参加者71名

令和2(2020)年度:1回実施 参加者25名(書面開催)

令和3(2021)年度:1回実施 参加者26名 令和4(2022)年度:2回実施 参加者79名



(令和5年3月 ゲートキーパー養成講座)

(3)関係機関との連携

①区内図書館との連携

7月下旬から約1ヶ月間の夏休み期間に区内の図書館にて、いのちの大切さやこころの健康等の自殺予防に関する書籍やポスターを展示しました。

②医師会・薬剤師会・警察との連携

区で作成している自殺対策リーフレットやポスター等の普及啓発品を配置しました。

リーフレット:中央区・日本橋医師会加入医療機関、京橋・日本橋薬剤師会加入薬局、警察署等の区内324か所に配布

(4) 相談事業

こころの問題の早期発見・早期治療と社会復帰を支援するため、精神科専門医や保健師による相談を行いました。

また、妊産婦等の様々な年代に対する相談支援を行いました。

(5) 自殺未遂者への対応

医療機関や子ども家庭支援センター等の関係機関からの連絡に基づき、保健師による相談・ 支援を行いました。

7 強化する取組に対する成果指標

取組	指標名	現状	目標
区民への啓発と周知	ゲートキーパーの認知状況	15. 7%	増加
女性への支援	女性の相談に対応する事業	55事業	相談機会の拡大

【女性の相談に対応する事業一覧】

	生の相談に対応する事業一見】 		扣业≡	
No.		争耒石	担当課	
1	基本施策(1) 地域におけるネッ トワークの強化	中央区地域家庭教育推進協議会	文化・生涯学習課	
2		消費生活相談	区民生活課	
3		民生・児童委員	管理課	
4		福祉総合相談窓口(仮称)【新規】	生活支援課	
5	 基本施策(4)	子育て交流サロン「あかちゃん天国」	子ども家庭支援センター	
6	生きることの促進	基幹相談支援センター	福祉センター	
7	要因への支援	こどもの発達相談	子ども発達支援センター	
8		放課後等デイサービス	子ども発達支援センター	
9		保健福祉相談	健康推進課 日本橋保健センター 月島保健センター 晴海保健センター	
10	 基本施策(5)	専任教育相談員による教育相談	教育センター	
11	7 基本施泉 (5) 子どもへの支援 	スクールカウンセラー ・心の教室相談員	教育センター	
12		成年後見制度利用促進事業	管理課	
13		おとしより相談センターの管理運営	介護保険課	
14		友愛電話訪問	介護保険課	
15		高齢者等地域見守り活動支援	介護保険課	
16	 重点施策(1)	おとしより相談コーナー	介護保険課	
17	高齢者への支援	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 【新規】	介護保険課	
18		認知症施策推進事業(認知症専用電話)	介護保険課	
19		認知症サポーター養成講座	介護保険課	
20		認知症カフェの運営支援	介護保険課	
21		高齢者住宅の維持管理	住宅課	

No.	施策	事業名	担当課
22		生活困窮者自立支援事業(自立相談支援事業)	生活支援課
23		生活困窮者自立支援事業(住居確保給付金)	生活支援課
24	重点施策(2)	生活困窮者自立支援事業(家計改善支援事業)	生活支援課
25	生活困窮者への支	生活困窮者自立支援事業(一時生活支援事業)	生活支援課
26	援	生活困窮者自立支援事業(就労準備支援事業)	生活支援課
27		子どもの学習・生活支援事業	子育て支援課、生活支援課
28		区民住宅の維持管理	住宅課
29	重占 <u>体等(</u> 2)	職業相談・就職ミニ面接会	商工観光課
30	重点施策(3) 勤労者・経営者へ の支援	精神保健相談(こころの健康相談)	健康推進課 日本橋保健センター 月島保健センター 晴海保健センター
3 1		女性相談	総務課
32		ママのこころの相談	健康推進課
33		産後ケア	健康推進課
34	3 6	新生児等訪問指導	健康推進課 日本橋保健センター 月島保健センター 晴海保健センター
35		ママとベビーのはじめて教室	健康推進課 日本橋保健センター 月島保健センター 晴海保健センター
36		妊娠・出産に関する相談	健康推進課 日本橋保健センター 月島保健センター 晴海保健センター
3 7		精神保健相談(こころの健康相談)【再掲】	健康推進課 日本橋保健センター 月島保健センター 晴海保健センター
38	女性の支援	区民相談	広報課
3 9		法律相談【新規】	広報課
4 0		地域福祉コーディネーター事業	管理課
41		福祉サービス苦情相談窓口事業	管理課
42		ひとり親・家庭及び女性相談	子育て支援課
43		障害者相談員による相談業務(身体・知的・精神)	障害者福祉課
44		窓口での相談業務	障害者福祉課
4 5		障害者虐待の対応	障害者福祉課
46		子どもと子育て家庭の総合相談	子ども家庭支援センター
47		保育園巡回相談	子ども発達支援センター
48		児童発達支援(幼児室)	子ども発達支援センター
4 9		保育所等訪問支援	子ども発達支援センター
50		障害児相談支援	子ども発達支援センター
51		育ちのサポートシステムの推進	子ども発達支援センター

No.	施策	事業名	担当課
52	生きる支援関連事 業	精神保健講習会	健康推進課 日本橋保健センター 月島保健センター 晴海保健センター
53		乳幼児健康相談	健康推進課 日本橋保健センター 月島保健センター 晴海保健センター
5 4		心理経過観察	健康推進課 日本橋保健センター 月島保健センター 晴海保健センター
5 5		相隣調整	建築課

第4章 自殺対策の推進体制等

1 推進体制

本計画の推進に当たっては、学識経験者や医療、民間活動団体、労働、行政等の関係機関で構成された「中央区自殺対策協議会」において、情報共有、連携強化を図り、自殺対策を総合的に推進していきます。

2 進行管理

担当課や関係機関等との協力の下、本計画の取組及び進捗状況を把握し、その結果を施策推進に反映していきます。

資料編

1 自殺対策基本法(平成十八年法律第八十五号)

最終改正:平成二十八年法律第十一号

目次

第一章

総則(第一条—第十一条)

第二章

自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等(第十二条―第十四条)

第三章

基本的施策(第十五条—第二十二条)

第四章

自殺総合対策会議等(第二十三条—第二十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

- 第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。
- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な 社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総

合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

- 第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合 的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況 に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を 行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を 深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

- 第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合 的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。
- 2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それに ふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号) 第一条 に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び 第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総 合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を 講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書

を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱 (次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければなら ない。

(都道府県自殺対策計画等)

- 第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。
- 2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。) を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

- 第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

- 第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育 及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持 に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、 大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。
- 3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図り

つつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。 (医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺 の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとす る。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等へ の適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす 深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ず るものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

- 第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。)を置く。
- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施 を推進すること。

(会議の組織等)

- 第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣

が指定する者をもって充てる。

- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備 を図るものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施 行する。

附 則(平成二七年九月一一日法律第六六号)抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当 該各号に定める日から施行する。
- 一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で定める。

附 則(平成二十八年三月三〇日法律第一一号)抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 中央区自殺対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 中央区(以下「区」という。)における自殺対策を総合的に推進するため、自殺対策に関わる関係機関等で構成する中央区自殺対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について、協議及び検討を行う。
- 一 区における自殺の実情を踏まえた自殺対策の総合的な推進に関すること。
- 二 自殺対策に関わる関係機関等の連携に関すること。
- 三 自殺の状況把握に関すること。
- 四 自殺対策に関する意見交換に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、自殺対策の推進に関し区長が特に必要と認める事項 (組織)
- 第3条 協議会は、25人以内の委員をもって組織する。
- 2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する。
- 一 学識経験を有する者 2人以内
- 二 医療関係者 7人以内
- 三 自殺防止等に関する民間活動団体の代表者 1人
- 四 商工会議所の代表者 1人
- 五 自殺防止等に関する関係行政機関の職員 8人以内
- 六 区の職員 6人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 協議会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会は、委員長が招集する。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことが できる。
- 4 協議会の会議は、公開とする。ただし、委員長が特に必要と認めるときは、公開しないことが できる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉保健部健康推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会等の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月25日から施行する。

3 中央区自殺対策協議会委員名簿

	委員			~—>	2. 具
学 識 経	岩	重	佳	治	弁護士
験者	勝	又	陽ス	大郎	東京都立大学人文社会学部人間社会学科准教授
関	大	谷	典	生	聖路加国際病院救命救急センター長 聖路加国際病院救急部長
	岩	田	多力	叩子	聖路加国際病院精神看護専門看護師
係	宮	﨑	舜	賢	木挽町医院理事長
医	羽	鳥	賢	三	中央区医師会
療	戸	所	綾	子	日本橋医師会理事
機関	阳	部	千	博	京橋薬剤師会副会長
(美)	石	井	眞	人	日本橋薬剤師会理事
動民 団間 体活	前	田	宥	全	自死・自殺に向き合う僧侶の会共同代表
会議工	和	泉	純	治	東京商工会議所中央支部事務局長
	市	Ш	喜	司	中央警察署生活安全課長
関	加	藤		亨	久松警察署生活安全課長
係	熊	谷	健ス	大郎	築地警察署生活安全課長
行	熊	谷		誠	月島警察署生活安全課長
政	小	松	雅	彦	京橋消防署警防課長
機	相	浦	次	美	日本橋消防署警防課長
関	上	Щ	良	仁	臨港消防署警防課長
	平	賀	正	司	都立精神保健福祉センター所長
	黒	Щ		眞	総務部長
区	濱	田		徹	区民部長
	大ク	人保		稔	福祉保健部長
職	北	澤	千月	_ 息子	高齢者施策推進室長
員	渡	瀬	博	俊	中央区保健所長
	生	島		憲	教育委員会事務局次長

刊行物登録番号 5-114

中央区自殺対策計画 令和6(2024)年3月発行

発行:中央区福祉保健部健康推進課 東京都中央区明石町12番1号 TEL 03-3541-5930(直通)